

資 料

- 1 . 目黒区芸術文化振興条例
 - 2 . 第 3 5 回目黒区世論調査より
 - 3 . 目黒区文化ホール、目黒区美術館自主事業来館者状況
 - 4 . プラン策定の経過
 - 5 . プランの検討組織と検討の内容
 - 6 . 目黒区芸術文化振興計画策定懇話会設置要綱
 - 7 . 目黒区芸術文化振興計画策定検討会設置要領
- 言葉の説明

資料 1 目黒区芸術文化振興条例

目黒区芸術文化振興条例

(平成十四年七月目黒区条例第四十三号)

(目的)

第一条 この条例は、芸術文化の振興に関し、その基本理念を定め、目黒区(以下「区」という。)の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域における芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行うものとする。

2 芸術文化の振興に当たっては、芸術文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するものとする。

(区の責務)

第三条 区は、基本理念にのっとり、芸術文化の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、芸術文化の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、国及び他の地方公共団体と連携し、芸術文化の振興を図るものとする。

4 区は、芸術文化活動を行う区民と連携及び協力をし、地域における人材、情報等を生かして、ともに芸術文化の振興を図るものとする。

(芸術文化振興のための計画)

第四条 区長は、芸術文化の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措置を講じなければならない。

(芸術文化振興のための条件整備)

第五条 区は、地域における芸術文化活動の活性化及び発展を図るため、芸術文化施設を整備し、又は有効に活用することにより、芸術文化活動の場及び機会を積極的に提供するとともに、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 区は、区民の芸術文化活動が幅広く展開されるよう必要な支援を行うものとする。

(伝統文化の保存等)

第六条 区は、将来にわたり伝統文化を保存し、継承し、及び発展させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(芸術文化の担い手の育成)

第七条 区は、芸術文化を継承し、又は発展させる者、芸術文化の創造的活動を行う者その他の芸術文化を担う者に対して必要な支援を行うことにより、その育成に努めるものとする。

（高齢者、障害者等のための芸術文化の振興）

第八条 区は、高齢者、障害者等の芸術文化活動の促進を図るため、高齢者、障害者等が活発に活動できる環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（青少年のための芸術文化の振興）

第九条 区は、次代を担う青少年の豊かな人間性を育み、芸術文化への理解を深めるため、青少年の芸術文化活動の充実を図るものとする。

（国の内外との芸術文化交流）

第十条 区は、地域における芸術文化活動の活性化を図るため、国の内外の地域との芸術文化の交流を図るものとする。

（顕彰）

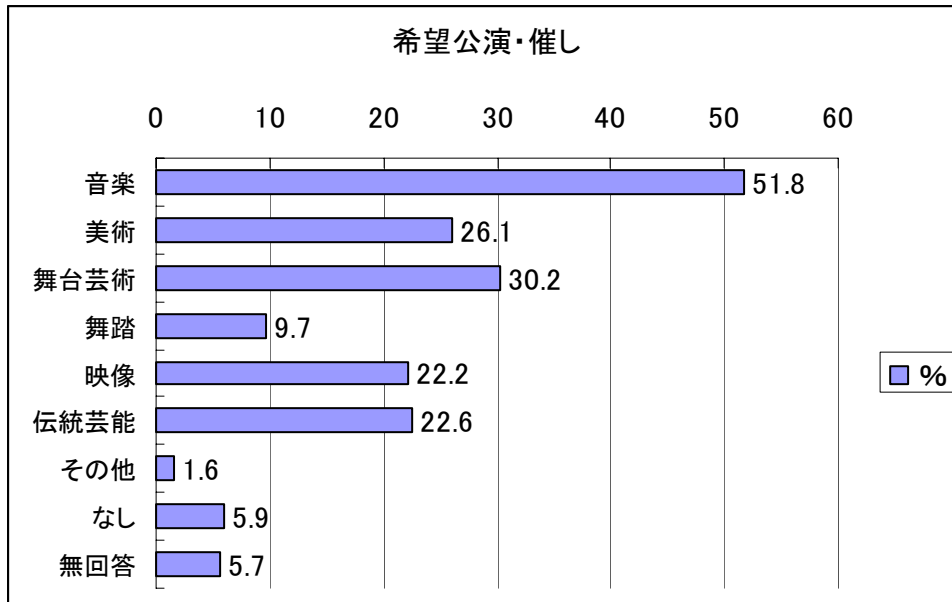
第十一条 区は、優れた芸術文化活動を奨励し、芸術文化活動の発展を図るため、芸術文化に関する顕彰をすることができる。

付 則

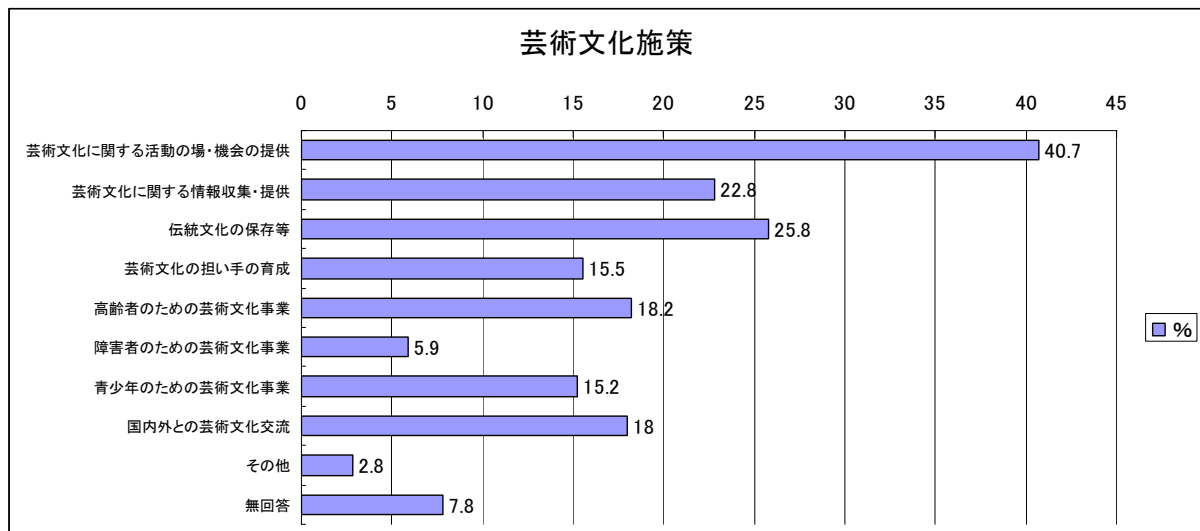
この条例は、公布の日から施行する。

資料2 第35回目黒区世論調査より

1. 区で実施する芸術文化事業に関して、どのような公演・催しなどを鑑賞してみたいと思いますか。



2. あなたは芸術文化に関して区にどのようなことを期待していますか。



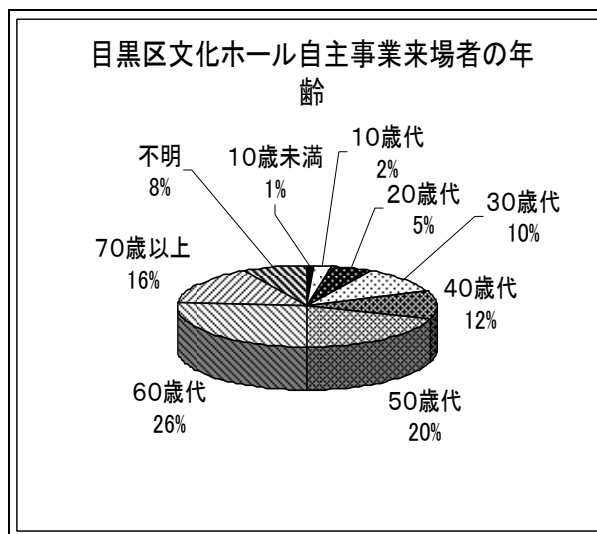
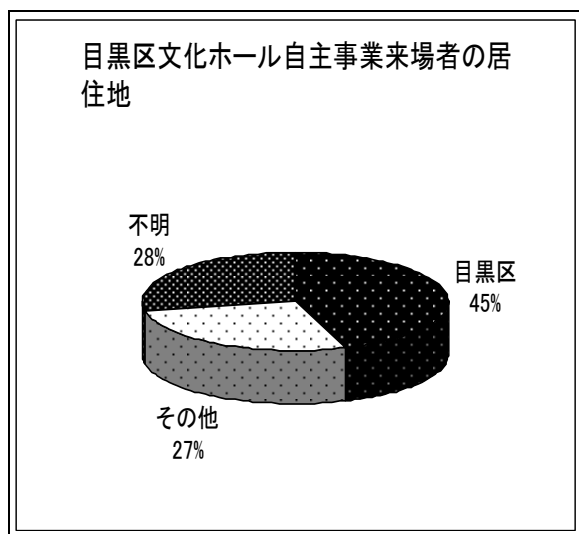
第35回世論調査は、平成15年6月10日から30日にかけて郵送により実施しました。

標本数は2,000標本で、有効回収数は997票でした。

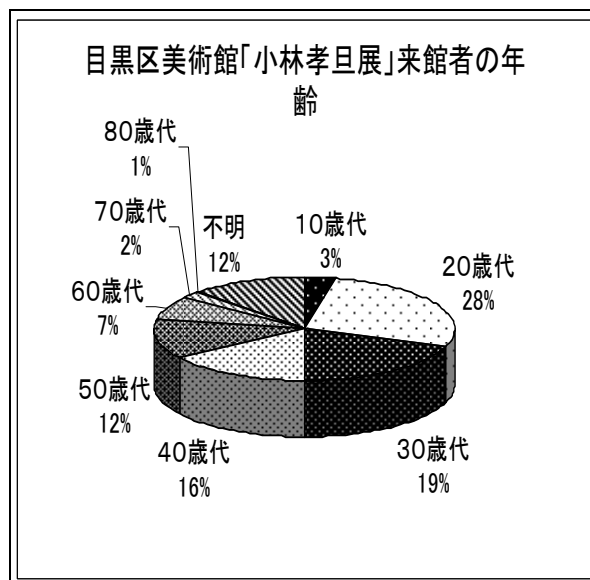
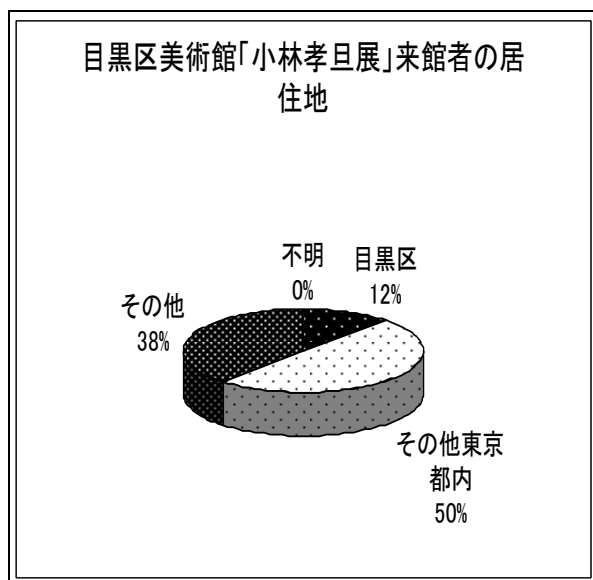
1. 区民が希望する公演・催しは第一位は「音楽」、第二位は「舞台芸術」、第三位は「美術」、第四位は「伝統芸能」、第五位は「映像」となっています。なお、このグラフからでは分かりませんが、世論調査の結果、「音楽」の希望は50歳代の割合が高く、「舞台芸術」は20歳代の割合が高い傾向があります。
2. 区に期待する施策の第一位は「活動の場・機会の提供」、第二位は「伝統文化の保存」、第三位は「情報収集・提供」、第四位は「高齢者のための芸術文化事業」となっています。このグラフからでは分かりませんが、「活動の場・機会の提供」は30歳代の男性が、また「高齢者のための芸術文化事業」は60歳代以上の割合が高い傾向があります。

資料3 目黒区文化ホール、目黒区美術館自主事業来館者状況

目黒区文化ホール



目黒区美術館



グラフは、目黒区文化ホール、目黒区美術館の入場者の状況について整理したものです。

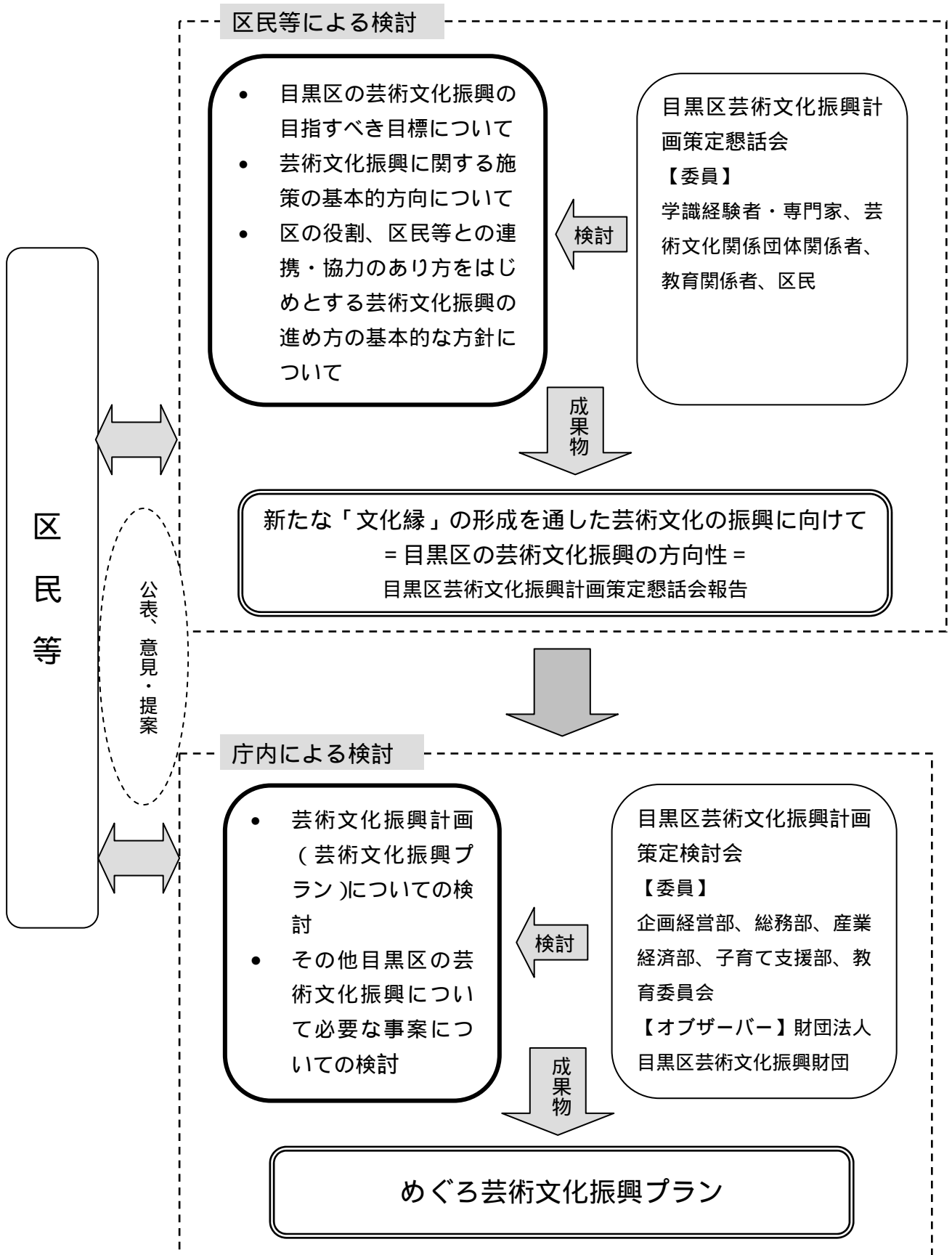
目黒区文化ホールにつきましては、平成14年度の開館から平成17年3月までの間に、芸術文化振興財団が主催した公演の来館者の方から回収しましたアンケートに基づくものです。

また、目黒区美術館につきましては、平成16年度に開催しました「小林孝旦展」で実施しました来館者アンケートに基づくものです。

資料4 プラン策定の経過

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成13年 | 9月 | ・ 庁内の検討組織として目黒区芸術文化振興条例検討会を設置する。 |
| | 12月 | ・ 文化芸術振興基本法が施行される。(国) |
| 平成14年 | 3月 | ・ 目黒区芸術文化振興条例の考え方を公表し、意見を募る。 |
| | 6月 | ・ 中目黒GTプラザホールが開館する。 |
| | 7月 | ・ 目黒区芸術文化振興条例が施行される。 |
| | 9月 | ・ めぐるパーシモンホールが開館する。 |
| 平成15年 | 6月 | ・ 目黒区世論調査で芸術文化振興施策に関する設問を設ける。 |
| | 12月 | ・ 区内在住の専門家、愛好家、施設利用者等に対し、芸術文化振興に関するアンケートを実施する。 |
| 平成16年 | 10月 | ・ 目黒区の芸術文化振興のあり方について多様な分野から助言を得ることを目的に学識経験者・専門家、芸術文化関係団体関係者、教育関係者、区民から構成される目黒区芸術文化振興計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。 |
| | | ・ 第1回、第2回懇話会を開催する。 |
| | 11月 | ・ 第3回懇話会を開催する。 |
| | 12月 | ・ 第4回懇話会を開催する。 |
| 平成17年 | 1月 | ・ 第5回懇話会を開催する。 |
| | 2月 | ・ 懇話会中間のまとめを作成・公開し、区民等からの意見・提案を募る。 |
| | 3月 | ・ 第6回、第7回懇話会を開催する。 |
| | | ・ 懇話会から報告書の提出を受ける。 |
| | 4月 | ・ 懇話会報告書を公表する。 |
| | | ・ 庁内の検討組織として目黒区芸術文化振興計画策定検討会(以下「策定検討会」という。)を設置する。 |
| | 5月 | ・ 第1回策定検討会を開催する。 |
| | 6月 | ・ 第2回策定検討会を開催する。 |
| | 7月 | ・ 第3回策定検討会を開催する。 |
| | 8月 | ・ 第4回策定検討会を開催する。 |
| | 9月 | ・ めぐる芸術文化振興プラン(案)を作成する。 |
| | 10月 | ・ めぐる芸術文化振興プラン(案)を公開し、区民等からの意見・提案を募る。 |
| | 11月 | ・ めぐる芸術文化振興プランを決定する。 |

資料5 プランの検討組織と検討の内容



資料6 目黒区芸術文化振興計画策定懇話会設置要綱

目黒区芸術文化振興計画策定懇話会設置要綱

(平成16年9月14日決裁目教企第680号)

(設置)

第1条 芸術文化振興に関する計画の策定に先立ち、目黒区における芸術文化振興のあり方について、多様な分野から専門的な助言を得るため、目黒区芸術文化振興計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 芸術文化振興の目指すべき目標に関すること。
- (2) 芸術文化振興に関する施策の基本的方向に関すること。
- (3) 区の役割、区民等との連携・協力のあり方をはじめとする芸術文化振興の進め方の基本的な方針に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、教育長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

2 前項に規定する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者・専門家 6人以内
- (2) 芸術文化関係団体関係者 2人以内
- (3) 教育関係者 2人以内
- (4) 区内に居住する者 2人以内

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を各1人置き、委員のうちから互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は、原則として公開とする。

(小委員会)

第6条 懇話会は、懇話会の円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第3条に定める委員及び懇話会が必要と認める者から、座長が指名する。

(考え・意見の聴取)

第7条 座長は、必要があると認める場合は、会議及び会議以外の場で委員以外の者から懇話会の所掌事項に関する考えや意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

資料 7 目黒区芸術文化振興計画策定検討会設置要領

目黒区芸術文化振興計画策定検討会設置要領

平成 17 年 4 月 21 日付け目教企第 215 号決定

(設置)

第 1 条 目黒区芸術文化振興条例(平成 14 年 7 月目黒区条例第 43 号)第 4 条に定める計画(以下「芸術文化振興計画」という。)の策定に関し、必要事項を検討することを目的として、目黒区芸術文化振興計画策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 芸術文化振興計画の検討を行うこと。
- (2) その他目黒区の芸術文化振興について必要な事案を検討すること。

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 企画経営部協働推進課長
- (3) 総務部国際交流課長
- (4) 産業経済部観光・雇用課長
- (5) 子育て支援部子ども政策課長
- (6) 教育委員会事務局企画調整課長
- (7) 教育委員会事務局指導課長
- (8) 教育委員会事務局指導課統括指導主事
- (9) 教育委員会事務局地域学習課長

2 検討会には、オブザーバーとして財団法人目黒区芸術文化振興財団職員 2 人が出席するものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育次長を、また副委員長は、教育委員会事務局企画調整課長をもって充てる。

3 委員長は、検討会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 5 条 検討会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(下部組織)

第 6 条 委員会は、下部組織を置くことができる。

2 下部組織に関する事項は、委員長が別に定める。

(解散)

第 7 条 検討会は、芸術文化振興計画の策定が終了したときに解散する。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、教育委員会事務局企画調整課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

言葉の説明

あ

アウトリーチ（＊１）

本来の意味は、手を伸ばすこと、地域社会への奉仕活動、出張サービスのこと。芸術文化の視点では、日頃芸術に触れる機会の少ない人に対し、文化施設が地域に出向き、働きかけを行うことを意味する。

NPO（Nonprofit Organization 民間非営利組織）（＊２）

組織性、民間性、利益の不配分、自立性、自発性の特徴を持つ組織。福祉、教育、街づくり、健全育成等を主たる活用分野とする団体が多い。

か

観光資源（＊３）

「目黒区観光ビジョン」（平成１７年３月）では、目黒区の観光資源として、次のものが示されている。

〔美術館・博物館・資料館等、ホール・劇場等、歴史的資源、寺社、公演・緑道等、ショッ
ピング、飲食・グルメ、まつり・イベント、街並み・建築物・都市空間、産業等〕

協働（＊４）

住民・行政・企業等複数の主体が対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かしあいながら地域の課題解決等共通の目的に向け、連携・協力していく関係。

区内に１２ある各国の大使館（＊５）

目黒区内には、アルジェリア民主人民共和国、バングラディシュ人民共和国、ジブチ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガボン共和国、カザフスタン共和国、ケニア共和国、キルギス共和国、ポーランド共和国、セネガル共和国、ウガンダ共和国、ウズベキスタン共和国 以上１２の国の大使館がある。

コーディネーター（＊６）

ある活動をしたい人に対し、希望に沿った活動の紹介、情報提供、相談、助言等の支援を行う人。「つなぐ」ことが中心的な役割となる。

た

団塊の世代が職場から退く時期（＊７）

「団塊の世代」とは堺屋太一氏が命名した昭和２２年から昭和２４年にかけて生まれた人口集団。出生数は８０５．７万人で平成１３年から１５年にかけての出生数の２．３倍に当

たる。これらの人々は今後60歳代に突入し、定年の時期を迎え(いわゆる2007年問題)、生活の基盤が地域に移るなか、社会保障体制に大きな影響を与えることは確実であるといわれている。また、地域社会の担い手としても期待されている。

地域の文化財(*8)

目黒区には国指定文化財3件、国重要美術品認定3件、都指定文化財17件、区指定文化財34件がある。

長期計画の基本目標(*9)

目黒区では、「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」、「目黒区実施計画」を定めている。この3つを含めて長期計画という。

目黒区基本構想

将来の区民生活やまちの姿等を明らかにするとともに、その実現に向けて区と区民とが連携・協力して取り組むまちづくりの基本目標と施策の基本的方向を示すもの。現在の構想は、平成12年に策定された。

目黒区基本計画

目黒区基本構想を実現するための政策に関わる長期的な総合計画として策定されたもの。計画期間は10年。現在の計画は、平成12年に策定された。

目黒区実施計画

目黒区基本計画に定める施策を具体化するための短期的な行財政計画として策定されたもの。計画期間は5年。

長期計画では、「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」をまちづくりの方向として定めている。そして、この実現に向け「四つの基本目標」と「三つの基本方針」を定めている。

四つの基本目標

豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち
ふれあいと活力のあるまち
ともに支えあい 健やかに安心して暮らせるまち
環境に配慮した 安全で快適なまち

三つの基本方針

区民と行政との協働によるまちづくりの推進
男女が平等に参画する社会づくりの推進
基礎的自治体としての行財政能力の充実

な

ノーマライゼーション（＊１０）

すべての人々が同じ社会の一員として、他の人々と変わらない日常生活を営むことが普通（ノーマル）な人間生活であり、さらに障害がある人も地域を基盤として人々とともに生きていける社会がノーマルな社会であるし、この両方をともに実現する社会を目指していくこと。

は

文化資源（＊１１）

「文化資源とは、ある時代の社会と文化を知るための手がかりとなる貴重な資料の総体であり、これを私たちは文化資料体と呼びます。文化資料体には、博物館や資料庫に収めきれない建物や都市の景観、あるいは伝統的な芸能や祭礼等、有形無形のものがあります。しかし、多くの資料は死蔵され、消費され、活用されないまま忘れられています。埋もれた膨大な資料を、現在及び将来の社会で活用できるよう再生・加工され、新たな文化を育む土壌として資料を資源化し活用可能にすることが必要です。」文化資源学会設立趣意書より

補助計画（＊１２）

目黒区基本計画に定める施策について、より詳細な内容を定めた計画。主なものとして、次の計画がある。

「男女平等推進計画」「地域福祉計画」「介護保険事業計画」「障害者行動計画」「次世代育成支援行動計画」「環境保全行動指針」「都市整備方針」「地域防災計画」「みどりの基本計画」「めぐろ学校教育プラン」「生涯学習実施推進計画」等

ま

目黒区美術館ボランティア（＊１３）

目黒区美術館には昭和５９年からボランティア会があり、ラウンジ運営、ポスター等発送作業、資料整理、教育普及活動補助等の活動を行っている。

メセナ活動（＊１４）

「メセナ」とは、芸術文化支援を意味するフランス語。日本では、芸術文化支援だけでなく教育や環境、福祉分野等を含めた「企業が行う社会貢献活動」という広義の解釈でも使用されている。さらに、「個人のメセナ」「国のメセナ」等企業以外が行う活動についても使用されている。

や

ユニバーサルデザイン（*15）

アメリカの建築家で工業デザイナーであるロナルド・メイス氏が1980年代に提唱したもので、空間作りや商品のデザインの中に大人、子ども、高齢者、障害がある人等すべての人々が利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方。

わ

ワークショップ（*16）

経験、年齢、立場の異なる様々な人が平等な立場で参加し、共同作業をしながら、相互に学習したり、ある成果を創造するための活動のこと。